

目 次

条 例	ページ
14 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	2
規 則	
12 新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	5
13 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	17
14 新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則	32

新潟県市町村総合事務組合条例第 14 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

新潟県市町村総合事務組合条例第 14 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（通勤手当） 第14条 （略） 2～4 （略） 5 前項の規定は、<u>新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）</u>その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 6～10 （略） 附 則 （令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置） 3 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における<u>この条例による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）</u>第11条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」 と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。 <u>（通勤手当に関する経過措置）</u> 4 <u>改正後給与条例第14条第 5 項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職</u>	（通勤手当） 第14条 （略） 2～4 （略） 5 前項の規定は、<u>同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</u> 6～10 （略） 附 則 （令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置） 3 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」 と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

<u>員となった者にも適用する。</u> (規則への委任) <u>5</u> (略)	(規則への委任) <u>4</u> (略)
--	--------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和7年3月31日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二 階 堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第12号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第13号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第14号)

新潟県市町村総合事務組合規則第12号

新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成16年規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（経験年数を有する者の号給） 第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7アに定める行政職給料表5級以下職員等昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数（行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級であるものにあつては、別表第7イに定める行政職給料表6級職員等昇給号給数表のC欄に掲げる号給数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（管理者の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 (1)～(5) （略） 2・3 （略） 第31条の2 新潟県市町村総合事務組合職員の降給に関する条例（平成29年条例第2号）第4	（経験年数を有する者の号給） 第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第7に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（管理者の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。 (1)～(5) （略） 2・3 （略） 第31条の2 新潟県市町村総合事務組合職員の降給に関する条例（平成29年条例第2号）第4

条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの 降号した日の前日に受けていた号給より1号給下位の号給

別表第3 経験年数換算表（第6条関係）

経歴	換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	100/100
職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	
その他の期間	100/100以下
(略)	
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間
	100/100以下

条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

別表第3 経験年数換算表（第6条関係）

経歴	換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の種類が類似する職務に従事した期間 80/100以下 (他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 80/100以下
(略)	
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間
	100/100以下

	(略)	

で、その職務につ	
いての経験が職員	
としての職務に直	
接役立つと認めら	
れるもの	
技能、労務等の職	50/100 以 下
務に従事した期間	(他の職員と
で、その職務につ	の 均 衡 を 著
いての経験が職員	しく 失 する
としての職務に役	場 合 は 、
立つと認められる	80/100以下)
もの	
(略)	

備 考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下（他の職員との均衡を著しく失する場合は100/100以下）とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を管理者が別に定める。

別表第6 行政職給料表昇格時号給対応表（第21条関係）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)					
10	(略)				1

別表第6 行政職給料表昇格時号給対応表（第21条関係）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
(略)					
10	(略)				2

11					<u>1</u>	11					<u>3</u>
12					<u>1</u>	12					<u>4</u>
13					<u>1</u>	13					<u>5</u>
14					<u>2</u>	14					<u>6</u>
15					<u>3</u>	15					<u>7</u>
16					<u>4</u>	16					<u>8</u>
17					<u>5</u>	17					<u>9</u>
18	(略)	<u>1</u>	<u>1</u>	(略)	<u>6</u>	18	(略)	<u>2</u>	<u>2</u>	(略)	<u>10</u>
19		<u>1</u>	<u>1</u>		<u>7</u>	<u>3</u>		<u>3</u>	<u>11</u>		
20		<u>1</u>	<u>1</u>		<u>8</u>	<u>4</u>		<u>4</u>	<u>12</u>		
21		<u>1</u>	<u>1</u>		<u>9</u>	<u>5</u>		<u>5</u>	<u>13</u>		
22		<u>2</u>	<u>2</u>		<u>10</u>	<u>6</u>		<u>6</u>	<u>14</u>		
23		<u>3</u>	<u>3</u>		<u>11</u>	<u>7</u>		<u>7</u>	<u>15</u>		
24		<u>4</u>	<u>4</u>		<u>12</u>	<u>8</u>		<u>8</u>	<u>16</u>		
25		<u>5</u>	<u>5</u>		<u>13</u>	<u>9</u>		<u>9</u>	<u>17</u>		
26		<u>6</u>	<u>6</u>		<u>14</u>	<u>10</u>		<u>10</u>	<u>18</u>		
27		<u>7</u>	<u>7</u>		<u>15</u>	<u>11</u>		<u>11</u>	<u>19</u>		
28		<u>8</u>	<u>8</u>		<u>16</u>	<u>12</u>		<u>12</u>	<u>20</u>		
29		<u>9</u>	<u>9</u>		<u>17</u>	<u>13</u>		<u>13</u>	<u>21</u>		
30		<u>10</u>	<u>10</u>		<u>18</u>	<u>14</u>		<u>14</u>	<u>22</u>		
31		<u>11</u>	<u>11</u>		<u>19</u>	<u>15</u>		<u>15</u>	<u>23</u>		
32		<u>12</u>	<u>12</u>		<u>20</u>	<u>16</u>		<u>16</u>	<u>24</u>		
33		<u>13</u>	<u>13</u>		<u>21</u>	<u>17</u>		<u>17</u>	<u>25</u>		
34		<u>14</u>	<u>14</u>		<u>22</u>	<u>18</u>		<u>18</u>	<u>26</u>		
35		<u>15</u>	<u>15</u>		<u>23</u>	<u>19</u>		<u>19</u>	<u>27</u>		
36		<u>16</u>	<u>16</u>		<u>24</u>	<u>20</u>		<u>20</u>	<u>28</u>		
37		<u>17</u>	<u>17</u>		<u>25</u>	<u>21</u>		<u>21</u>	<u>29</u>		
38		<u>18</u>	<u>18</u>		<u>26</u>	<u>22</u>		<u>22</u>	<u>30</u>		
39		<u>19</u>	<u>19</u>		<u>27</u>	<u>23</u>		<u>23</u>	<u>31</u>		
40		<u>20</u>	<u>20</u>		<u>28</u>	<u>24</u>		<u>24</u>	<u>32</u>		
41		<u>21</u>	<u>21</u>		<u>29</u>	<u>25</u>		<u>25</u>	<u>33</u>		
42	<u>22</u>	<u>22</u>	<u>29</u>	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>34</u>					

43	<u>23</u>	<u>23</u>		<u>30</u>	43	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>35</u>	
44	<u>24</u>	<u>24</u>		<u>30</u>	44	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>36</u>	
45	<u>25</u>	<u>25</u>		<u>31</u>	45	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>37</u>	
46	<u>26</u>	<u>26</u>		<u>31</u>	46	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>38</u>	
47	<u>27</u>	<u>27</u>		<u>32</u>	47	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>39</u>	
48	<u>28</u>	<u>28</u>		<u>32</u>	48	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>40</u>	
49	<u>29</u>	<u>29</u>		<u>33</u>	49	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>41</u>	
50	<u>30</u>	<u>30</u>		<u>33</u>	50	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>41</u>	
51	<u>31</u>	<u>31</u>		<u>34</u>	51	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>42</u>	
52	<u>32</u>	<u>32</u>		<u>34</u>	52	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>42</u>	
53	<u>33</u>	<u>33</u>		<u>35</u>	53	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>43</u>	
54	<u>33</u>	<u>34</u>		<u>35</u>	54	<u>37</u>	<u>38</u>	<u>43</u>	
55	<u>34</u>	<u>35</u>		<u>36</u>	55	<u>38</u>	<u>39</u>	<u>44</u>	
56	<u>34</u>	<u>36</u>		<u>36</u>	56	<u>38</u>	<u>40</u>	<u>44</u>	
57	<u>35</u>	<u>37</u>		<u>37</u>	57	<u>39</u>	<u>41</u>	<u>45</u>	
58	<u>35</u>	<u>37</u>		<u>37</u>	58	<u>39</u>	<u>42</u>	<u>45</u>	
59	<u>36</u>	<u>37</u>	<u>38</u>	59	<u>40</u>	<u>43</u>	<u>46</u>		
60	<u>36</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	60	<u>40</u>	<u>44</u>	<u>46</u>		
61	<u>37</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	61	<u>41</u>	<u>45</u>	<u>47</u>		
62	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>38</u>	62	<u>42</u>	<u>45</u>	<u>47</u>		
63	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>38</u>	63	<u>43</u>	<u>45</u>	<u>48</u>		
64	<u>40</u>	<u>39</u>	<u>38</u>	64	<u>44</u>	<u>46</u>	<u>48</u>		
65	<u>41</u>	<u>39</u>	<u>38</u>	65	<u>45</u>	<u>46</u>	<u>49</u>		
66	<u>41</u>	<u>40</u>	<u>38</u>	66	<u>45</u>	<u>46</u>	<u>49</u>		
67	<u>42</u>	<u>40</u>	<u>38</u>	67	<u>46</u>	<u>47</u>	<u>50</u>		
68	<u>42</u>	<u>40</u>	<u>38</u>	68	<u>46</u>	<u>47</u>	<u>50</u>		
69	<u>43</u>	<u>41</u>	<u>60</u>	<u>39</u>	69	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>61</u>	<u>50</u>
70	<u>43</u>	<u>41</u>	<u>60</u>	<u>39</u>	70	<u>47</u>	<u>48</u>	<u>62</u>	<u>50</u>
71	<u>44</u>	<u>41</u>	<u>60</u>	<u>39</u>	71	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>63</u>	<u>50</u>
72	<u>44</u>	<u>42</u>	<u>60</u>	<u>39</u>	72	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>64</u>	<u>50</u>
73	<u>45</u>	<u>42</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	73	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>65</u>	<u>50</u>
74	<u>45</u>	<u>42</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	74	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>66</u>	<u>50</u>

75	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	75	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>67</u>	<u>50</u>
76	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	76	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	<u>50</u>
77	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>61</u>	<u>39</u>	77	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
78	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>	<u>39</u>	78	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
79	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>	<u>39</u>	79	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
80	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>62</u>	<u>39</u>	80	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>68</u>	<u>51</u>
81	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>63</u>	<u>40</u>	81	<u>50</u>	<u>51</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
82	<u>46</u>	<u>45</u>	<u>64</u>	<u>40</u>	82	<u>50</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
83	<u>47</u>	<u>45</u>	<u>65</u>	<u>40</u>	83	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
84	<u>47</u>	<u>45</u>	<u>66</u>	<u>40</u>	84	<u>51</u>	<u>52</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
85	<u>47</u>	<u>46</u>	<u>67</u>	<u>41</u>	85	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>69</u>	<u>51</u>
86	<u>47</u>	<u>46</u>			86	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
87	<u>47</u>	<u>46</u>			87	<u>51</u>	<u>53</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
88	<u>48</u>	<u>46</u>			88	<u>52</u>	<u>53</u>	<u>70</u>	<u>51</u>
89	<u>48</u>	<u>47</u>			89	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>71</u>	<u>52</u>
90	<u>48</u>	<u>47</u>			90	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>72</u>	<u>52</u>
91	<u>48</u>	<u>47</u>			91	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>73</u>	<u>52</u>
92	<u>48</u>	<u>47</u>			92	<u>52</u>	<u>54</u>	<u>74</u>	<u>52</u>
93	<u>49</u>	<u>47</u>			93	<u>53</u>	<u>55</u>	<u>75</u>	<u>53</u>
94	<u>49</u>	<u>47</u>			94	<u>53</u>	<u>55</u>		
95	<u>49</u>	<u>47</u>			95	<u>53</u>	<u>55</u>		
96	<u>49</u>	<u>48</u>			96	<u>53</u>	<u>55</u>		
97	<u>49</u>	<u>48</u>			97	<u>53</u>	<u>55</u>		
98	<u>50</u>	<u>48</u>			98	<u>54</u>	<u>55</u>		
99	<u>50</u>	<u>48</u>			99	<u>54</u>	<u>55</u>		
100	<u>50</u>	<u>48</u>			100	<u>54</u>	<u>56</u>		
101	<u>50</u>	<u>48</u>			101	<u>54</u>	<u>56</u>		
102	<u>50</u>	<u>48</u>			102	<u>54</u>	<u>56</u>		
103	<u>51</u>	<u>49</u>			103	<u>55</u>	<u>56</u>		
104	<u>51</u>	<u>49</u>			104	<u>55</u>	<u>56</u>		
105	<u>51</u>	<u>49</u>			105	<u>55</u>	<u>56</u>		
106	<u>51</u>	<u>49</u>			106	<u>55</u>	<u>56</u>		

107		<u>51</u>	<u>49</u>		
108		<u>52</u>	<u>49</u>		
109		<u>52</u>	<u>49</u>		
110		<u>52</u>			
111		<u>52</u>			
112		<u>52</u>			
113		<u>52</u>			
114		<u>52</u>			
115		<u>52</u>			
116		<u>52</u>			
117		<u>53</u>			
118		<u>53</u>			
119		<u>53</u>			
120		<u>53</u>			
121		<u>53</u>			
122		<u>53</u>			
123		<u>53</u>			
124		<u>53</u>			
125		<u>53</u>			

107		<u>55</u>	<u>57</u>		
108		<u>56</u>	<u>57</u>		
109		<u>56</u>	<u>57</u>		
110		<u>56</u>	<u>57</u>		
111		<u>56</u>	<u>57</u>		
112		<u>56</u>	<u>57</u>		
113		<u>56</u>	<u>57</u>		
114		<u>56</u>			
115		<u>56</u>			
116		<u>56</u>			
117		<u>57</u>			
118		<u>57</u>			
119		<u>57</u>			
120		<u>57</u>			
121		<u>57</u>			
122		<u>57</u>			
123		<u>57</u>			
124		<u>57</u>			
125		<u>57</u>			

別表第6の2 行政職給料表降格時号給対応表
(第22条の2関係)

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	(略)	<u>21</u>	<u>21</u>	(略)	<u>13</u>
2		<u>22</u>	<u>22</u>		<u>14</u>
3		<u>23</u>	<u>23</u>		<u>15</u>
4		<u>24</u>	<u>24</u>		<u>16</u>
5		<u>25</u>	<u>25</u>		<u>17</u>
6		<u>26</u>	<u>26</u>		<u>18</u>
7		<u>27</u>	<u>27</u>		<u>19</u>

別表第6の2 行政職給料表降格時号給対応表
(第22条の2関係)

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	(略)	<u>17</u>	<u>17</u>	(略)	<u>9</u>
2		<u>18</u>	<u>18</u>		<u>10</u>
3		<u>19</u>	<u>19</u>		<u>11</u>
4		<u>20</u>	<u>20</u>		<u>12</u>
5		<u>21</u>	<u>21</u>		<u>13</u>
6		<u>22</u>	<u>22</u>		<u>14</u>
7		<u>23</u>	<u>23</u>		<u>15</u>

8	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>20</u>	8	<u>24</u>	<u>24</u>	<u>16</u>
9	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>21</u>	9	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>17</u>
10	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>22</u>	10	<u>26</u>	<u>26</u>	<u>18</u>
11	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>23</u>	11	<u>27</u>	<u>27</u>	<u>19</u>
12	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>	12	<u>28</u>	<u>28</u>	<u>20</u>
13	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>25</u>	13	<u>29</u>	<u>29</u>	<u>21</u>
14	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>26</u>	14	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>22</u>
15	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>27</u>	15	<u>31</u>	<u>31</u>	<u>23</u>
16	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>28</u>	16	<u>32</u>	<u>32</u>	<u>24</u>
17	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>29</u>	17	<u>33</u>	<u>33</u>	<u>25</u>
18	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	18	<u>34</u>	<u>34</u>	<u>26</u>
19	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>31</u>	19	<u>35</u>	<u>35</u>	<u>27</u>
20	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>32</u>	20	<u>36</u>	<u>36</u>	<u>28</u>
21	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>33</u>	21	<u>37</u>	<u>37</u>	<u>29</u>
22	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>34</u>	22	<u>38</u>	<u>38</u>	<u>30</u>
23	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>35</u>	23	<u>39</u>	<u>39</u>	<u>31</u>
24	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>36</u>	24	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>32</u>
25	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>37</u>	25	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>33</u>
26	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>38</u>	26	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>34</u>
27	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>39</u>	27	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>35</u>
28	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>40</u>	28	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>36</u>
29	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>42</u>	29	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>37</u>
30	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>44</u>	30	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>38</u>
31	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>46</u>	31	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>39</u>
32	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>48</u>	32	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>40</u>
33	<u>54</u>	<u>53</u>	<u>50</u>	33	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>41</u>
34	<u>56</u>	<u>54</u>	<u>52</u>	34	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>42</u>
35	<u>58</u>	<u>55</u>	<u>54</u>	35	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>43</u>
36	<u>60</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	36	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>44</u>
37	<u>61</u>	<u>59</u>	<u>58</u>	37	<u>54</u>	<u>53</u>	<u>45</u>
38	<u>62</u>	<u>62</u>	<u>68</u>	38	<u>56</u>	<u>54</u>	<u>46</u>
39	<u>63</u>	<u>65</u>	<u>80</u>	39	<u>58</u>	<u>55</u>	<u>47</u>

40	<u>64</u>	<u>68</u>	<u>84</u>	40	<u>60</u>	<u>56</u>	<u>48</u>
41	<u>66</u>	<u>71</u>	<u>85</u>	41	<u>61</u>	<u>57</u>	<u>50</u>
42	<u>68</u>	<u>74</u>	<u>85</u>	42	<u>62</u>	<u>58</u>	<u>52</u>
43	<u>70</u>	<u>77</u>	<u>85</u>	43	<u>63</u>	<u>59</u>	<u>54</u>
44	<u>72</u>	<u>80</u>	<u>85</u>	44	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>56</u>
45	<u>77</u>	<u>84</u>	<u>85</u>	45	<u>66</u>	<u>63</u>	<u>58</u>
46	<u>82</u>	<u>88</u>	<u>85</u>	46	<u>68</u>	<u>66</u>	<u>60</u>
47	<u>87</u>	<u>95</u>	<u>85</u>	47	<u>70</u>	<u>69</u>	<u>62</u>
48	<u>92</u>	<u>102</u>	<u>85</u>	48	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>64</u>
49	<u>97</u>	<u>109</u>	<u>85</u>	49	<u>77</u>	<u>75</u>	<u>66</u>
50	<u>102</u>	<u>109</u>	<u>85</u>	50	<u>82</u>	<u>78</u>	<u>76</u>
51	<u>107</u>	<u>109</u>	<u>85</u>	51	<u>87</u>	<u>81</u>	<u>88</u>
52	<u>116</u>	<u>109</u>	<u>85</u>	52	<u>92</u>	<u>84</u>	<u>92</u>
53	<u>125</u>	<u>109</u>	<u>85</u>	53	<u>97</u>	<u>88</u>	<u>93</u>
54	<u>125</u>	<u>109</u>	<u>85</u>	54	<u>102</u>	<u>92</u>	<u>93</u>
55	<u>125</u>	<u>109</u>	<u>85</u>	55	<u>107</u>	<u>99</u>	<u>93</u>
56	<u>125</u>	<u>109</u>	<u>85</u>	56	<u>116</u>	<u>106</u>	<u>93</u>
57	(略)	<u>109</u>	<u>85</u>	57	(略)	<u>113</u>	<u>93</u>
58		<u>109</u>	<u>85</u>	58		<u>113</u>	<u>93</u>
59		<u>109</u>	<u>85</u>	59		<u>113</u>	<u>93</u>
60		<u>109</u>	<u>72</u>	60		<u>113</u>	<u>68</u>
61		<u>109</u>	<u>77</u>	61		<u>113</u>	<u>69</u>
62		<u>109</u>	<u>80</u>	62		<u>113</u>	<u>70</u>
63		<u>109</u>	<u>81</u>	63		<u>113</u>	<u>71</u>
64		<u>109</u>	<u>82</u>	64		<u>113</u>	<u>72</u>
65		<u>109</u>	<u>83</u>	65		<u>113</u>	<u>73</u>
66		<u>109</u>	<u>84</u>	66		<u>113</u>	<u>74</u>
67		<u>109</u>	<u>85</u>	67		<u>113</u>	<u>75</u>
68		<u>109</u>	<u>85</u>	68		<u>113</u>	<u>80</u>
69		<u>109</u>	<u>85</u>	69		<u>113</u>	<u>85</u>
70		<u>109</u>	<u>85</u>	70		<u>113</u>	<u>88</u>
71		<u>109</u>	<u>85</u>	71		<u>113</u>	<u>89</u>

72			<u>109</u>	<u>85</u>	<u>85</u>	72			<u>113</u>	<u>90</u>	<u>93</u>
73			<u>109</u>	<u>85</u>	<u>85</u>	73			<u>113</u>	<u>91</u>	<u>93</u>
74			<u>109</u>	<u>85</u>		74			<u>113</u>	<u>92</u>	<u>93</u>
75			<u>109</u>	<u>85</u>		75			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
76			<u>109</u>	<u>85</u>		76			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
77			<u>109</u>	<u>85</u>		77			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
78			<u>109</u>	<u>85</u>		78			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
79			<u>109</u>	<u>85</u>		79			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
80			<u>109</u>	<u>85</u>		80			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
81			<u>109</u>	<u>85</u>		81			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
82			<u>109</u>	<u>85</u>		82			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
83			<u>109</u>	<u>85</u>		83			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
84			<u>109</u>	<u>85</u>		84			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
85			<u>109</u>	<u>85</u>		85			<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>
86						86			<u>113</u>	<u>93</u>	
87						87			<u>113</u>	<u>93</u>	
88						88			<u>113</u>	<u>93</u>	
89						89			<u>113</u>	<u>93</u>	
90						90			<u>113</u>	<u>93</u>	
91						91			<u>113</u>	<u>93</u>	
92						92			<u>113</u>	<u>93</u>	
93						93			<u>113</u>	<u>93</u>	
(略)						(略)					
110	(略)					110	(略)	<u>125</u>			
111						111		<u>125</u>			
112						112		<u>125</u>			
113						113		<u>125</u>			
(略)						(略)					
別表第7 昇給号給数表 (第13条、第27条関係)						別表第7 昇給号給数表 (第13条、第27条関係)					
ア 行政職給料表 5級以下職員等昇給号給数表											
表											
昇 給	A	B	C	D	E	昇 給	A	B	C	D	E

区分					
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

1 この表は行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの以外の職員に適用する。

2 この表に定める上段の号給数は条例第5条第6項第1号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同号の規定の適用を受ける職員に適用する。

イ 行政職給料表6級職員等昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	2	1	0	0	0

備考

この表は行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものに適用する。

区分					
昇給の号給数	8以上	6	4（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3）	2	0
	2以上	1	0	0	0

備考

この表に定める上段の号給数は条例第5条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(切替日における昇格又は降格した職員の号給の特例)
- 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格又は降格(以下この項において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第21条又は第22条の2の規定を適用する。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

新潟県市町村総合事務組合規則第13号

新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則（平成16年規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（届出） 第3条 職員は、新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、別記様式第1号の通勤届により、その通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。<u>同項の職員が、次の各号の一に該当する場合についても同様とする。</u> <u>(1) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合</u> <u>(2) 第11条の7第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至つた場合</u> 2 職員は、<u>前項に掲げる変更により</u>条例第14条第1項の職員でなくなった場合には、別記様式第2号の通勤手当終期届により届け出なければならない。 （確認及び決定） 第4条 管理者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示<u>又は第11条の7第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により</u>確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2 （略） （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条 普通交通機関等（<u>条例第14条第4項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」</u>	（届出） 第3条 職員は、新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、別記様式第1号の通勤届により、その通勤の実情を速やかに管理者に届け出なければならない。<u>また、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合についても同様とする。</u> 2 職員は、<u>第1項に掲げる変更により</u>条例第14条第1項の職員でなくなった場合には、別記様式第2号の通勤手当終期届により届け出なければならない。 （確認及び決定） 第4条 管理者は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2 （略） （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） 第6条 普通交通機関等（<u>新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。</u>）に係る通勤

という。) 以外の交通機関等をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項及び第10条第2号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第10条 条例第14条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第14条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額

手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第8条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第10条 条例第14条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 条例第14条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 条例第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）
同項第1号に定める額

(3) （略）

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第11条の2 条例第14条第4項の規則で定める職員は、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条の3 条例第14条第4項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第14条第4項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」とい

(2) 条例第14条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

(3) （略）

（通勤の実情に変更を生ずる職員）

第11条の2 条例第14条第4項の規則で定める職員は、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。

（異動等の直前の住居に相当する住居）

第11条の3 条例第14条第4項の規則で定める住居は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれに準ずると認める住居とする。

う。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条の4 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第14条第4項第1号に規定する特別料金等相当額（第11条の8第3項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第11条の4 条例第14条第4項の規則で定める基準は、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると管理者が認めるものであることとする。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第11条の5 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第14条第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通

別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第11条の5 条例第14条第5項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第14条第5項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの（権衡職員等の範囲）

第11条の6 条例第14条第5項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者で、新

機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものとする。

第11条の7 条例第14条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

- (1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第2項に規定する職員派遣（第12条の2第1項第3号及び第12条の3第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰した職員のうち、条例第14条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものに限る。）

（権衡職員等の範囲）

第11条の6 条例第14条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第14条第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居（当該事由の発生の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び管理者がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第11条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該事由の発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると管理者が認めるものに限る。）

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

- (2) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以降に当該地域へ転居する場合における当該日以降の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が90分以上であり、か

第22条の4第1項の規定による採用（同法第28条の6第1項の規定により退職した日（同法第28条の7の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

イ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第2項に規定する職員派遣（第15条の2第1項第3号及び第15条の4第2項において「職員派遣」という。）から職務に復帰したこと又は同法第10条第1項に規定する採用をされたこと。

- (2) 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第11条の4に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

つ、当該子の養育を行っているものに限る。)

- (4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以降に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以降の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

(5) （略）

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以降に転居する場合における当該事由の発生等の日以降の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路

(3) （略）

において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、管理者がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(支給日等)

第11条の8 通勤手当は、支給単位期間（第3項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第12条の2第2項第2号及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の条例第7条第2項に規定する給料を支給する日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2第2項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い地方公共団体の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第14条第7項の規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第14条第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第12条の2第2項において「1箇月当たり

(支給日等)

第11条の7 通勤手当は、支給単位期間（第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下この条及び第13条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の条例第7条第2項に規定する給料を支給する日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第14条第6項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

の通勤手当算出基礎額」という。)が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第14条第7項の規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第14条第8項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 条例第14条第8項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第14条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第14条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第14条第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第12条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が20,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第12条の2 条例第14条第7項の規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第14条第7項の規則で定める額は、次の各

に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、管理者の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ (略)

- (2) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イに掲げる場合以外の場合 150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに管理者の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第10条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第14条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、管理者の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ (略)

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

イ (略)

イ 第11条の7第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合（ウに掲げる場合を除く。） 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ウ (略)

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第14条第7項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

イ 使用している定期券に通用期間が6

3 <u>条例第14条第8項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、管理者は、事由発生月の翌月以降に当該職員に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</u> <u>(支給単位期間)</u> 第12条の3 <u>条例第14条第9項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u> (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間	<u>箇月を超えるものがある場合 管理者の定める額</u> (2) 1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額等が20,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 <u>ア イ及びウに掲げる場合以外の場合</u> <u>20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金 2 分の 1 相当額のいずれか低い額 (事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)</u> <u>イ 第11条の7第3項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 (ウに掲げる場合を除く。)</u> 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金 2 分の 1 相当額及び管理者の定める額の合計額のいずれか低い額 (事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零) <u>ウ 前号イに掲げる場合 管理者の定める額</u> 4 <u>条例第14条第7項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、管理者は、事由発生月の翌月以降に当該職員に支給される給与から当該額を差し引くことができる。</u> <u>(支給単位期間)</u> 第12条の3 <u>条例第14条第8項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u> (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
---	--

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る<u>特別料金等</u>に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る<u>特別料金等</u>に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 イ (略) (2)・(3) (略) 2 (略)	ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間 イ (略) (2)・(3) (略) 2 (略)
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第10号）の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第14条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（この規則による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則（以下この項において「改正前の通勤手当規則」という。）第10条第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関等（改正前の通勤手当規則第6条に規定する普通交通機関等をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「改正前の1箇月当たりの運賃等相当額」という。）、同項第2号に規定する額（改正前の通勤手当規則第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第14条第4項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第8項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（同条第4項に規定する新幹線鉄道等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。次項第2号において「改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が150,000円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の通勤手当規則第11条の7第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

- (1) 普通交通機関等及び改正前の給与条例第14条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が55,000円を超える場合のものに限る。）
 - (2) 改正前の給与条例第14条第4項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1箇月とする通勤手当として支給する。
- (1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額
 - (2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1箇月当たりの特別料金等相当額から当該1箇月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円）を減じて得た額
- 4 この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の通勤手当の支給に関する規則（次項及び附則第6項において「改正後の通勤手当規則」という。）第11条の5の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。
- 5 改正後の通勤手当規則第11条の6の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 6 改正後の通勤手当規則第11条の7第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

新潟県市町村総合事務組合規則第14号

新潟県市町村総合事務組合財務規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合財務規則(平成16年規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(随意契約のできる額) 第39条 施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>200万円</u> (2) 財産の買入れ <u>150万円</u> (3) 物件の借入れ <u>80万円</u> (4) 財産の売払い <u>50万円</u> (5) (略) (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>100万円</u> (小切手の亡失等による請求) 第92条 振出日付から1年未満の小切手を亡失した者は、<u>非訟事件手続法(平成23年法律第51号)</u>の規定により、<u>有価証券を無効とする旨の宣言をするための公示催告をし、除権決定を受け、当該除権決定を証明できる書類及び当該小切手の未払証明書を添付して会計管理者に支払の請求をすることができる。</u> 2～4 (略) (賠償責任を負うべき職員) 第144条 <u>法第243条の2の9</u>第1項後段に規定する賠償責任を負うべき補助職員は、次の各号に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職にある者及び第5号の監督又は検査を命じられた者とする。 (1)～(5) (略) (違反行為等による損害の報告) 第148条 事務局長は、<u>法第243条の2の9</u>第1項に規定する職員が、法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことによって組合に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を管理者に報告しなければならない。	(随意契約のできる額) 第39条 施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、随意契約ができる額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 工事又は製造の請負 <u>130万円</u> (2) 財産の買入れ <u>80万円</u> (3) 物件の借入れ <u>40万円</u> (4) 財産の売払い <u>30万円</u> (5) (略) (6) 前各号に掲げるもの以外のもの <u>50万円</u> (小切手の亡失等による請求) 第92条 振出日付から1年未満の小切手を亡失した者は、<u>民事訴訟法(明治23年法律第29号)</u>の規定により、<u>証書の無効宣言のための公示催告をし、除権判決を受け、当該判決書及び当該小切手の未払証明書を添付して会計管理者に支払の請求をすることができる。</u> 2～4 (略) (賠償責任を負うべき職員) 第144条 <u>法第243条の2の8</u>第1項後段に規定する賠償責任を負うべき補助職員は、次の各号に掲げる行為をする権限に属する事務を専決し、又は代決することができる職にある者及び第5号の監督又は検査を命じられた者とする。 (1)～(5) (略) (違反行為等による損害の報告) 第148条 事務局長は、<u>法第243条の2の8</u>第1項に規定する職員が、法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠ったことによって組合に損害を与えたと認めるときは、直ちにその詳細を管理者に報告しなければならない。

(認定) 第149条 (略) 2 管理者は、職員が故意又は重大な過失により組合に損害を与えたと認めるときは、<u>法第243条の2の9</u>第3項から第8項までの規定により必要な手続を行い、この旨を事務局長に通知しなければならない。	(認定) 第149条 (略) 2 管理者は、職員が故意又は重大な過失により組合に損害を与えたと認めるときは、<u>法第243条の2の8</u>第3項から第8項までの規定により必要な手続を行い、この旨を事務局長に通知しなければならない。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第144条、第148条及び第149条第2項の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。